# 平成30年度 新規・拡充施策の取組状況

### 1 【拡充】手話通訳者・意思疎通支援事業

#### (1) 拡充内容

実践力を持つ手話通訳者を増やすために、厚生労働省が策定した「手話通訳者養成カリキュラム」に沿って、新たに「通訳皿」講座を開講する。

また、尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センターの機能拡充を行うとともに、市主催の講演会等において意思疎通支援者の配置促進に取り組む。

#### (2) 取組状況

## ① 手話奉仕員講座

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
時間帯	午後	午前	午前	午前 夜間		夜間
定員	20 人 20 人		20 人	20 人	30 人	30 人
受講者数	13 人	13 人	25 人	37 人	11 人	30 人
修了者数	12 人	13 人	23 人	20 人	7人	19 人※

<sup>※</sup> 平成30年4月5日~平成31年3月14日実施(45回)

### ② 手話通訳 I 講座

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
時間帯	午前		午前		夜間	午前
定員	20 人		20 人		20 人	20 人
受講者数	5人		15 人		21 人	11 人
修了者数	5人		14 人		16 人	10 人※

<sup>※</sup> 平成30年5月11日~平成31年2月15日実施(36回)

### ③ 手話通訳Ⅱ講座

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
時間帯		午後		午前	午前	夜間
定員		20 人		20 人	20 人	20 人
受講者数		10 人		30 人	9人	12 人
修了者数		10 人		26 人	8人	12 人※

<sup>※</sup> 平成30年5月16日~平成30年12月26日実施(33回)

### ④ 手話通訳皿講座【新設】

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
時間帯						午前·午後
定員						20 人
受講者数						10 人
修了者数						10 人※

※ 平成30年6月2日~平成30年10月27日実施(11回)

#### ⑤ 要約筆記者講座

年度	25 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
講座名	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
時間帯	午後						
定員	10 人						
受講者数	2人	7人	7人	7人	3 人	10 人	6人
修了者数	2人	7人	7人	6人	3 人	7人	6人※

- ※ 平成30年5月13日~平成30年9月30日実施(17回)
- ⑥ 聴覚障害者コミュニケーション支援センターの体制整備
  - 平成30年7月に中館1階に移転
  - コーディネーター増員(1人⇒2人:9月より常勤職員の配置)
  - コーディネーター用携帯電話の配備
  - ・ 電話代行サービスの運用開始
  - ・ 相談業務の運用開始(窓口相談、処遇困難ケースへの対応等) 対応件数 434 件 ※平成 30 年 7 月~平成 30 年 12 月。手話通訳者への対応含む

### ⑦ 意思疎通支援者の配置促進

- ・ 聴覚障害者への情報保障を確保するため、予算を確保できなかった市主催の講演会等において手話通訳者や要約筆記者を配置することができるよう、障害福祉担当において平成30年度から予算を計上している。
- ・ 平成31年1月の災害対策課が実施する「1.17は忘れない」地域防災訓練にかかる手話通訳者と要約筆記者の派遣において予算執行(平成32年度からは主管課にて予算計上予定)

竹谷小学校:手話通訳者2名、要約筆記者3名 武庫小学校:手話通訳者2名、要約筆記者2名

・ 上記の取組を踏まえて、今後利用を促進するための庁内周知等を検討中

### 2 【新規】手話言語普及啓発事業

#### (1) 事業内容

尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。

### (2) 取組状況

# ① 親子手話講座

- ・ 小・中学生と保護者向け(ろう児・難聴児の限定なし)に、聴覚障害者の紹介 や、身振り表現の紹介、手話体験等、簡単な手話講座
- 平成30年8月1日~8月3日 連続3回
- · 定員 10 組 (20 人)·参加者 3 組 (7 人)

- ② ろう児・保護者向け手話講座
  - ろう児・難聴児とその保護者向けに、ひとりひとりの子どもに合わせた表現方法、日本語(音声言語)と手話の違いなどを紹介する講座
  - ・ 平成30年9月の実施予定であったが、講座運営・実施の難易度高く、延期
  - ・ 平成31年3月の実施予定であったが、参加者を集められず、中止
- ③ 事業者向け手話講座
  - ・ 事業者向けに、聴覚障害の障害特性の説明や、自己紹介やあいさつなどの手話 体験等、簡単な手話講座
  - · 平成 30 年 10 月 18 日
  - 定員50人・参加9人(7社)
- ④ 市民向け手話講座
  - ・ はじめて手話を学ぶ市民に向けて、聴覚障害の説明、聞こえない人の日常生活 を紹介したDVDの上映、手話の練習、手話を使ったろう者との交流体験等、簡単な手話講座
  - ・ 平成31年1月15・24・29日、2月7・12・21日の実施(6回)
- ⑤ 条例啓発リーフレット
  - ・ 平成 29 年度に 2,000 部の作成
  - ・ 北館ロビー、障害福祉課、南北保健福祉センター、6支所、6公民館、聴覚障害者コミュニケーション支援センターで配布中
  - 手話通訳養成講座で配付中
- ⑥ 条例啓発パンフレット
  - ・ 平成30年度に20,000部を作成予定
  - ・ 平成31年3月を目途に、他市のパンフレットを参考にして、手話言語普及啓発 事業の委託先である尼崎市聴力障害者福祉協会と連携を図り、内容検討・作成を 行う予定
- ⑦ 手話ハンドブック
  - 平成30年度に9,000部を作成予定
  - ・ 平成31年3月を目途に、啓発講座で利用した資料を参考にして、手話言語普及 啓発事業の委託先である尼崎市聴力障害者福祉協会と連携を図り、内容検討・作 成を行う予定
- ⑧ 尼崎市手話言語条例施策推進協議会
  - 平成31年2月に設置予定
  - ・ 委員は学識経験者3人・ろう者2人・手話通訳者1人・市民の代表1人の計7 人で構成予定
  - ・ 尼崎市障害福祉計画の「評価・管理シート」の取組(PDCAサイクル)を通じて、「手話及びろう者に対する理解が深められ、並びに手話を普及させるための施策」、「手話による意思疎通及び情報の取得の機会を拡大するための施策」、「手話通訳者の確保及び養成のための施策」等の検討を行う予定

## 3 【新規】グループホーム等新規開設サポート事業

#### (1) 事業内容

市内においてグループホーム等の開設を促進し、障害者の地域における自立生活の 促進に寄与するため、市内にグループホーム等を新たに開設(増床を含む)する事業 者に対し、予算の範囲(予算額:2,740 千円(4ホーム))において開設に要する経費 の一部を補助する。

#### (2) 取組状況

- ・ 平成30年7月中旬に指定事業所(共同生活援助、短期入所)宛てに通知文を送付 (市のホームページにも掲載)
- ・ 平成30年7月~11月に申請を受付し、平成31年1月時点で3事業所から申請

#### 4 【拡充】障害者就労支援事業

#### (1) 拡充内容

- ・ 市役所内での就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を拡充実施する(任 用枠の拡大(最大3名)、指導員の配置、専用の執務室の確保等)
- ・ 市内の障害者就労施設等の受注機会の増大に向けて、共同受注窓口(機能)の設置や当該施設の製品・役務内容の広報を行う「障害者就労施設等販路開拓事業」を実施する(推進員の配置等)

#### (2) 取組状況

- ・ 平成 30 年 10 月から当該拡充事業を「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」に委託し、チャレンジ事業の実習指導を担う「指導員」と販路開拓事業の販促活動を担う「推進員」を配置
- 中館1階に専用の執務室を設け、レイアウトや外装等を決定
- 平成31年1月からチャレンジャーの複数雇用を開始(10月1人・11月1人・1 月2人・2月3名を予定)
- ・ 平成 30 年 12 月から市内の障害者就労施設の運営状況(製品・役務内容を含む。) を把握するため、個別訪問による聞き取り調査を開始

#### 5 【新規】自発的活動支援事業

### (1) 事業内容

障害者等の社会参加や地域の理解促進を図るため、障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対し、予算の範囲内(平成30年度予算額:750千円)において費用の一部を助成

### (2) 取組状況

- ・ 平成30年9月に「補助要綱・基準」・「募集要領」・「申請様式」・「選定(審査)基準」等を整備
- ・ 平成30年10月に補助団体を募集し、11月に補助団体を選定
- 平成30年12月に補助決定(5団体)

以上